流山市健康づくり支援計画（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	○○○計画（条例） 修正案
1	p51	第2編　第3章 「煙草の煙を減らす取組みの推進」	主な事業に「受動喫煙防止対策助成金制度」とあるが、これだけでは受動喫煙の防止にはならないと思います。 飲食店などではなく、まずは駅前や道路など公共の場所での喫煙を撲滅させないと、受動喫煙は全く減らないのではないでしょうか。 人が多く集まる、しかも子どもも多い、流山おおたかの森駅南口の階段下に大きな、しかもオープンエアの喫煙所があるというありえない状況、「場内禁煙」と書かれているTX高架下の駐輪場で堂々とたばこを吸っている人がいる、そして係りの方は全く注意しない状況。朝晩の通勤時に歩きたばこ、ヒドイ場合は自転車に乗りながらの喫煙による受動喫煙に毎日のように悩まされている現状。その後ろに乳幼児がいるのも稀ではありません。 これらの状況を解決するために、駅前の喫煙所を即刻撤去、駅周辺での喫煙禁止をあらためて通知し、違反者への罰則をより厳しいものにするなど、早急な対応が必要だと考えます。 また、駅周辺のたばこ自販機の撤去、駅直結のドラッグストアでのたばこ販売禁止（ドラッグストアで堂々と「タバコ取扱い始めました！」と貼り紙されているのを見て、開いた口がふさがらなかったです…）なども検討をしていただきたく思います。 おおたかの森駅に直結して送迎保育ステーションが設置され、多くの子どもたちや妊婦さんが駅周辺を通るのにも関わらず、駅前に喫煙所があったり、駅周辺で歩き煙草（自転車も含め）を許したりしているのは、「流山健康づくり支援計画」をはじめ、「子どもをみんなで育む計画」、「流山市健康都市プログラム」とは全く逆の行為です。 子どもや妊婦さん、子どもを望む夫婦が安心して暮らし、安心して出産や、子育てできる街づくりを進めていただきたく思います。	喫煙マナーについてはすでに「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」で流山おおたかの森駅などの流山市内の一部駅周辺の路上を特に重点区域として定め、指定喫煙所以外での喫煙を禁止としているほか、駅周辺に関わらず路上における歩きたばこ、自転車や自動二輪車に乗りながらの喫煙は市内全域で禁止されています。 おおたかの森駅南口の指定喫煙所については、通行人に迷惑がかからないように、極力、奥の方へ移動しました。 また、おおたかの森駅南口では、重点区域での路上喫煙を防止するため、駅前に看板を設置し、周知を図ることに加え、市職員による路上喫煙防止の啓発活動を年3回、利用者の多い早朝や夕方に、さらに、苦情相談員によるパトロールをほぼ毎日実施し、違反者への指導を行っています。 今後は、駅周辺の開発も進み、利用者も増えていることから、啓発活動を増やし市民への更なる周知を図り、マナー向上に努めてまいります。 また、たばこを販売する行為は「たばこ事業法」で許可制とされています。店舗の位置に関する許可基準は法第23条第3号で規定されており、基準を満たす場合、財務大臣は許可をしなければなりません。したがって、市として販売を規制することはできません。 本計画では受動喫煙や喫煙の健康に及ぼす影響などを理解して頂くことで、それらの減少を目指しています。 今後も喫煙者等に対し、受動喫煙がもたらす害についての普及啓発を徹底し、受動喫煙の被害を減少させることで、子どもや妊婦を含め市民が安心して健康に暮らせる街づくりを進めてまいります。	無	